

| | |
|-----------------------------------|-----|
| 令和4年度第1回医道審議会 歯科医師分科会歯学生共用試験部会 | 資料1 |
| 令和5年3月27日 | |

共用試験の公的化に係る論点について

卒前教育における共用試験導入、臨床実習に関連する議論

歯学教育の改善に関する調査研究協力者会議（文部省、昭和62年）

- 教育目標の明確化、カリキュラム改善、臨床実習充実と評価、卒前教育、卒後研修等多くの提言

「21世紀医学・医療懇談会報告」第1次～第4次報告（文部省、平成8年～平成11年）

- 全国的に一定の水準を確保するために「**共通の評価システムを作る事を検討**」と明記

「21世紀における医学・歯学教育の改善方策について－学部教育の再構築のために－ （文部科学省、平成13年）」

- 学部教育内容の精選＝「**モデル・コア・カリキュラム：教育内容ガイドライン作成**」
- 臨床実習開始前の適切な評価システム構築＝**共用試験システムの開発**

平成12年の歯科医師法改正（臨床研修必修化）以降の教育改革の取組

- 平成13年：「**歯学教育モデル・コア・カリキュラム**」策定
- 平成14年：「**歯科医師卒前臨床実習指針に関する調査研究**」（厚生労働科学特別研究）
- 平成17年：診療参加型臨床実習開始前に備えるべき知識と、技能・態度を評価する「**共用試験**」を正式実施
（公益社団法人 医療系大学間共用試験実施評価機構：CATO）
- 平成28年：「**歯学教育モデル・コア・カリキュラム**」を改定（第4次改定）

卒前教育における共用試験導入、臨床実習に関連する議論

近年及び現在検討中の取組

- 令和3年度臨床研修制度改正に向け、到達目標の見直し
 - 「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」「歯科医師国家試験出題基準」との連続性について検討
- 令和2年度臨床実習後の技能・態度を評価する「Post-CC PX」の正式実施に向け、トライアル実施(CATO)
- 令和4年:「歯学教育モデル・コア・カリキュラム」を改定(第5次改定)
 - 診療参加型臨床実習を実施する上で整備すべき事項として、「**診療参加型臨床実習実施ガイドライン**」を整理

共用試験実施の概要 (2005年12月から正式実施)

2001年からのトライアルを経て

公益社団法人医療系大学間
共用試験実施評価機構
提供資料



日本歯科医師会からの要望書（令和元年12月26日）

公益社団法人 日本歯科医師会
会 長 堀 憲 郎

卒前卒後のシームレスな歯科医師養成のための提言

将来にわたる歯科医療提供体制の安定的な確保を目的とし、歯学部卒前教育と歯科医師国家試験、歯科医師臨床研修との有機的な連携を図り、さらに、その後の生涯研修をも含めたシームレスな歯科医師養成を実現するために、以下の提言をする。

1. 全国 29 の歯学部・歯科大学と共用試験機構（C A T O）との緊密な連携の下、共用試験を公的なものとする。
2. 診療参加型臨床実習のさらなる充実を図るため、学生が行う歯科医行為を Student Dentist として法的に担保する。
3. 歯科医師国家試験を見直し、診療参加型臨床実習に則した出題とする等、共用試験（C B T）との役割分担を明確にする。
4. 共用試験（O S C E）と診療参加型臨床実習及び卒後の歯科医師臨床研修との連携を強化する方策や、歯科医師の生涯研修のあり方等について協議する場を設置する。

1 卒前・卒後の一貫した歯科医師養成

(1) 歯科医師の卒前卒後の一貫した養成の必要性について

- ・ 歯科医師の養成過程である**卒前教育と卒後研修は、これまで一貫した目標設定がされておらず、連続性に乏しいと評されており、近年、歯学教育、歯科医師国家試験、歯科医師臨床研修などを議論する場で、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成の必要性が求められている。**
- ・ 近年は下記の取り組み等を実施している。
 - 令和元年8月から「歯科医師国家試験制度改善検討部会」において、**歯科医師国家試験の充実に向けた議論を開始**
 - 令和3年度の制度改正に向けて、「歯科医師臨床研修部会」等において、卒前教育（**歯学教育モデル・コア・カリキュラム**）と**整合性のとれた歯科医師臨床研修の到達目標の見直し等に関する議論の実施**

(2) シームレスな歯科医師養成における共用試験の公的化及びいわゆるStudent Dentistの法的位置づけが求められる背景

- ・ 歯学生も歯科医師の資格を欠くため、業として歯科医行為を行った場合、形式的には無免許歯科医業罪の成立が問題となるが、**実質的に違法性がなく無免許医業罪に当たらないと解釈し得るとされてきた。**
- ・ 「臨床実習検討委員会最終報告書（平成3年）」において、医学教育に関する臨床実習のあり方に関する考え方の整理が示され、**歯学教育における卒前臨床実習においても、その基本的な考え方については医学教育と共通するものであるとされていた。**
- ・ 「歯科医師卒前臨床実習に関する調査研究報告書（平成14年度厚労科研特別研究）」において、**歯学教育における卒前臨床実習に関する歯科医師法第17条の違法性阻却の考え方や実施のための条件等について取りまとめられている。**
- ・ 臨床実習の現場においては、歯学生の実施する個別の歯科医行為について歯学生や教員等にとっても一定の判断の困難さが伴うことなどの現状に鑑み、**診療参加型臨床実習の更なる推進には課題がある**とされている。
- ・ 「歯学教育における診療参加型臨床実習実施のためのガイドライン（案）」においては、歯科診療は外科的な領域が多く、侵襲を伴う診療が大きな割合を占めることから、歯学教育における臨床実習では、とりわけ**患者の安全や権利の保護には格段の配慮が必要**となるとされている。
- ・ 指導を行う歯科医師が医療事故防止を強く意識することで、歯学生は、以前よりも診療に参加しづらくなっている可能性があることが指摘されていることを踏まえると、医療安全を担保しつつ、**歯学生が診療チームの一員として診療に参加しながら臨床実習を行うためには、指導体制等の充実とともに歯学生の質を担保することとその歯科医行為について法的な位置づけを行うことが重要である。**

2 共用試験の公的化といわゆるStudent Dentistの法的位置づけについて

(1) 共用試験CBTの公的化

- ・ **共用試験CBT**(Computer-Based Testing)は、平成17年より正式実施されており、現在では全大学で実施され、項目反応理論などの**問題の精度管理の手法や評価手法が確立**している。
- ・ 共用試験CBTは、日本の歯学教育の中でその位置付けは既に確立されており、歯科医師国家試験の受験要件とする等による**公的化に相当する試験である**。
- ・ 公的化に際して、実施時期とともに、出題範囲や内容、合格基準等についても検討する必要がある。また、この点に関しては、国家試験の出題範囲や合格基準とも密接に関係しており、これらの在り方も含めて検討される必要がある。

(2) 共用試験臨床実習前OSCEの公的化

- ・ **共用試験臨床実習前OSCE**(Objective Structured Clinical Examination)は、共用試験CBTと同時期の平成17年から正式実施され、その後は全ての歯学生が受験するなど、**現状の歯学教育の中で臨床実習前に技能と態度を試験する機会として確立**されている。
- ・ 近年、歯科医師の倫理観や医療の安全性について、社会からより高い水準を求められることに鑑みても、**臨床実習前に一定水準の技能や態度のレベルに達していることを試験することは、極めて重要であると考えられことから**、共用試験臨床実習前OSCEは、**共用試験CBTとともに公的化すべきであると結論づけられる**。
- ・ 一方で、共用試験臨床実習前OSCEの公的化にあたっては、**客観的な評価の信頼性の更なる向上のために評価者の養成及び評価基準の確立や模擬患者の均てん化を図るための取組が必要**である。
- ・ 公的化に当たっては、一定の質の担保や社会の要請に応える観点から共用試験CBTと同様に、実施時期等について、公的な場において、より公平に判断される体制の構築等について検討される必要がある。

(3) いわゆるStudent Dentistの法的位置づけ

- ・ **臨床実習開始前の共用試験を公的化することで**、共用試験合格後に臨床実習を行う歯学生は一定の水準が公的に担保されることから、**実習において歯科医行為を行う、いわゆるStudent Dentistを法的に位置づけることが可能**となる。
- ・ 歯学生が行うことが望まれる歯科医行為は、従前の範囲から大きく変わるものではない。また、臨床現場で行われる診療内容が日進月歩であることに鑑みると、いわゆるStudent Dentistが法に基づき行える歯科医行為を網羅的に個別に列挙することは適当ではない。必ず歯科医師の指導及び監督のもと行われなければならないことから、実施する**歯科医行為については、指導する歯科医師が適宜、歯学生の能力と患者の状態等を勘案して判断すべき**ものである。

3 共用試験の公的化といわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられることの影響

(1) 歯学教育への影響

- ・ いわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられた場合、**診療参加型臨床実習が促進され、卒前教育をより質の高い歯科医師の育成に向けさらに充実させることができる**と考えられる。**診療参加型臨床実習は、単に経験を増やし技術を向上させるのみならず、診療チームの一員として診療により主体性を持たせ、積極的に参加することで、知識や技術だけではなく、患者の背景など、全人的な診療に必要な視点を獲得する機会となることなどが期待される。**

(2) 歯学生個人への影響

- ・ 診療参加型臨床実習の充実により、歯学生が診療チームの一員として診療に参加することで、**臨床実習におけるモチベーションの向上が図られると同時に、歯学生本人の適性を踏まえた早期の進路選択にもつながる**ことが想定される。
- ・ 個人の卒前卒後の一貫した評価を行い、当該個人が自験等で経験した症例の適切な管理が可能となることで、**各個人の状況に応じた卒前の臨床実習や卒後の臨床研修での多様な経験が可能**となることが期待される。

(3) いわゆるStudent Dentistが診療参加型臨床実習を行う際の患者同意等

- ・ 歯科医師免許を有しない歯学生が診療行為を行う場合、現状、患者の同意を得る必要があることは社会通念上、明らかである。一方で、**同意取得の困難さが診療参加型臨床実習の阻害要因**ともなっている。
- ・ いわゆるStudent Dentistによる歯科医行為の実施が法的に位置づけられれば、いわゆるStudent Dentistが**①医育機関等において診療チームの一員**であること、**②診療に当たって事前に一定の能力が担保**されていること、**③業として歯科医行為を実施することが違法ではない**こと等が明確になり、**患者の同意が得られやすくなることで、診療参加型臨床実習が促進**されることが期待される。
- ・ いわゆるStudent Dentistが法的に位置づけられた場合も、歯学生の臨床実習を実施している旨の院内掲示を行うとともに、Student Dentistが歯科医行為を行うにあたっては、書面による患者の同意が原則であるが、非侵襲的から侵襲的までの広範囲の歯科医行為が臨床実習で行われるという歯科医学教育の特殊性に鑑み、**診療内容に応じた患者同意のあり方について更に検討すべき**である。
- ・ **今後患者理解が進んだ場合には、現在の臨床研修歯科医と同様に、一般的な処置について、特別な同意取得の必要なく診療参加型臨床実習において行うことを可能とすることを検討すべき**である。

4 他の診療参加型臨床実習の充実のための取り組み

(1) 患者の医育機関等へのかかり方

- ・ 診療参加型臨床実習を充実させるためには、**患者自身も共に歯科医師を育てる、といった認識に基づいた患者の協力が不可欠**である。
- ・ いわゆるStudent Dentistが共用試験に合格し、**診療参加型臨床実習に足る学生であることを広く周知する取り組みを行う必要がある**。

(2) 診療参加型臨床実習の指導体制

- ・ 歯学生の歯科医行為が法的に認められても、**常に歯科医師の指導・監督下で行われることが原則**であり、指導体制の整備が不可欠である。
- ・ 屋根瓦方式による指導体制を考慮するなど、指導する歯科医師の役割やあり方を考慮すべきである。
- ・ 大学外の地域の歯学生を受け入れる歯科医療機関等においても、更なる指導体制の充実が望まれる。

(3) 歯学生が加入する保険

- ・ 歯学生が診療参加型臨床実習の中で一定の侵襲的な歯科医行為を行う場合、賠償責任保険等への加入を強制的に行うかどうかは病院管理者及び大学の判断であるが、歯学生を保護する観点から**強く推奨されるべき**である。

(4) その他

- ・ 現状では臨床実習と歯科医師臨床研修の一貫性に焦点があてられているが、今後は、歯科医療における専門性のあり方についても議論を進めた上で、生涯研修の視点に立った歯科医師養成について検討される必要がある。

補足 歯科医師分科会における議論

| | | |
|------|--------|--|
| 令和元年 | 9月2日 | 歯科医師分科会における審議開始、主にCBTの公的化について審議 |
| | 10月28日 | OSCEの公的化・客観的な評価の質の向上、Student Dentistを法的に位置づけた場合の診療参加型臨床実習、患者同意取得について審議 |
| | 11月25日 | 全体的な審議及びとりまとめ案について審議 |
| 令和2年 | 5月13日 | 報告書の公表 |

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の概要(令和3年5月28日公布)

改正の趣旨

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進する観点から、医師の働き方改革、各医療関係職種の専門性の活用、地域の実情に応じた医療提供体制の確保を進めるため、長時間労働の医師に対し医療機関が講ずべき健康確保措置等の整備や地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組に対する支援の強化等の措置を講ずる。

改正の概要

<Ⅰ. 医師の働き方改革>

長時間労働の医師の労働時間短縮及び健康確保のための措置の整備等 (医療法)【令和6年4月1日に向け段階的に施行】

医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始(令和6年4月1日)に向け、次の措置を講じる。

- ・勤務する医師が長時間労働となる医療機関における医師労働時間短縮計画の作成
- ・地域医療の確保や集中的な研修実施の観点から、やむを得ず高い上限時間を適用する医療機関を都道府県知事が指定する制度の創設
- ・当該医療機関における健康確保措置(面接指導、連続勤務時間制限、勤務間インターバル規制等)の実施 等

<Ⅱ. 各医療関係職種の専門性の活用>

1. 医療関係職種の業務範囲の見直し (診療放射線技師法、臨床検査技師等に関する法律、臨床工学技士法、救急救命士法)【令和3年10月1日施行】

タスクシフト/シェアを推進し、医師の負担を軽減しつつ、医療関係職種がより専門性を活かせるよう、各職種の業務範囲の拡大等を行う。

2. 医師養成課程の見直し (医師法、歯科医師法)【①は令和7年4月1日/②は令和5年4月1日施行等】※歯科医師も同様の措置

①共用試験合格を医師国家試験の受験資格要件とし、②同試験に合格した医学生が臨床実習として医業を行うことができる旨を明確化。

<Ⅲ. 地域の実情に応じた医療提供体制の確保>

1. 新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項の医療計画への位置付け (医療法)【令和6年4月1日施行】

医療計画の記載事項に新興感染症等への対応に関する事項を追加する。

2. 地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援 (地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律)【令和3年4月1日施行】

令和2年度に創設した「病床機能再編支援事業」を地域医療介護総合確保基金に位置付け、当該事業については国が全額を負担することとするほか、再編を行う医療機関に対する税制優遇措置を講じる。

3. 外来医療の機能の明確化・連携 (医療法)【令和4年4月1日施行】

医療機関に対し、医療資源を重点的に活用する外来等について報告を求める外来機能報告制度の創設等を行う。

<Ⅳ. その他> 持ち分の定めのない医療法人への移行計画認定制度の延長【公布日施行】

歯科医師養成課程の見直し

歯学生在臨床実習で行う歯科医業の
範囲に関する検討会
(令和4年6月1日)資料を一部改
変

1 共用試験合格を歯科医師国家試験受験資格の要件化

<背景>

- 大学における臨床実習開始前の歯学生の能力を全国的に一定の水準に確保することを目的として、公益社団法人「医療系大学間共用試験実施評価機構」が実施する「共用試験」(臨床実習前OSCE、CBT)については、平成17年から正式に実施され、現在は、全ての歯学生が受験するなど、大学における歯学教育の中で臨床実習前に歯学生の知識・技能を試験する機会として確立されている。



<改正の内容>

歯学教育の中で重要な役割を果たしている共用試験について、歯科医師国家試験の受験資格の要件として歯科医師法上位置づけることとする。また、共用試験の合格は歯学生が一定水準の技能・態度のレベルに達していることを担保するものであることから、共用試験に合格していることを臨床実習において歯科医業を行うための要件とする。

2 共用試験に合格した歯学生在臨床実習において歯科医業を行えることを明確化

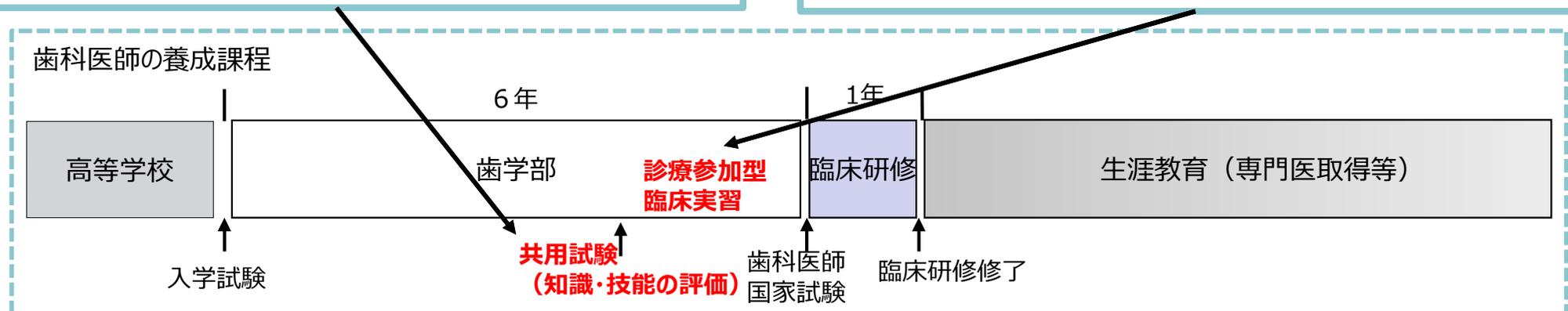
<背景>

- 歯科医師法第17条により歯科医師でないものの歯科医業は禁じられているところ、歯科医師免許を持たない歯学生が大学における臨床実習で行う歯科医行為については、その目的・手段・方法が社会通念から見て相当であり、歯科医師の歯科医行為と同程度の安全性が確保される限度であれば基本的に違法性はないと考えられている。
- 一方で、大学が行う臨床実習について、診療参加型の実習が十分に行われていない要因として、歯学生在臨床実習で行う歯科医行為についての法的な担保がなされていないことが指摘されている。



<改正の内容>

診療参加型の臨床実習において、歯学生がより実践的な実習を行うことを推進し、歯科医師の資質向上を図る観点から、「共用試験」に合格した歯学生について、歯科医師法第17条の規定にかかわらず、大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下、歯科医療に関する知識及び技能を修得するために歯科医業を行うことができることとする。



改正法条文

(歯科医師法の一部改正)

第十一条 歯科医師国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、これを受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(以下単に「大学」という。)において、歯学の正規の課程を修めて卒業した者(大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの(第十七条の二において「共用試験」という。)に合格した者に限る。)

二・三 (略)

2 厚生労働大臣は、前項第一号の厚生労働省令の制定又は改正の立案をしようとするときは、医道審議会の意見を聴かなければならない。

第十七条の二 大学において歯学を専攻する学生であつて、共用試験に合格したものは、前条の規定にかかわらず、当該大学が行う臨床実習において、歯科医師の指導監督の下に、歯科医師として具有すべき知識及び技能の修得のために歯科医業(政令で定めるものを除く。次条において同じ。)をすることができる。

共用試験の公的化に向けた検討について

- 改正後の歯科医師法は「大学において歯学を専攻する学生が臨床実習を開始する前に修得すべき知識及び技能を具有しているかどうかを評価するために大学が共用する試験として厚生労働省令で定めるもの」に合格した歯学生について、大学が行う臨床実習において、歯科医業を行うことができる旨を規定している。
- 公的化後の共用試験のあるべき姿については、現在の試験内容や実施体制を踏まえつつ、診療参加型臨床実習の充実や公平性・公正性の確保を図る等の観点から検討することが必要である。
- 令和6年度から始まる共用試験の公的化に向けて、令和3年度から「OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業」において検討が進められてきた。

歯科OSCEの在り方・評価者養成に係る調査・実証事業

令和5年度当初予算案 68百万円（68百万円） ※（）内は前年度当初予算額

1 事業の背景

- 歯科医師の資質向上に向け、卒前・卒後の一貫した歯科医師養成を推進するため、歯科医師法の改正がなされた。
歯科医師法の主な改正内容
 - ① 共用試験に合格した歯学生が臨床実習において歯科医業を行えることを明確化した（令和6年度施行予定）
 - ② 共用試験合格を歯科医師国家試験受験資格の要件とする（令和8年度施行予定）
※ 共用試験とは、コンピュータを用いた知識に関する客観試験（CBT）と、客観的臨床能力試験（OSCE）から構成される。
- 共用試験の公的化にあたり、OSCEの客観的な評価の信頼性を向上させるため、更なる検討が求められている。

2 事業の概要・実施主体

① OSCEの試行的な実施

- 令和4年度に検討したOSCEの試験内容、合格基準、評価方法等をもとに、全ての歯科大学・歯学部で、OSCEの試行的な実施
- 実施の結果を参考に、OSCEの試験内容、実施方法、効果的な認定評価者養成手法等の再検討

② 認定評価者の養成

- 令和3年度に作成した認定評価者養成及び評価実施のためのガイドライン案を、令和4年度事業を踏まえて修正
- OSCE評価者養成のため、オンライン講習会を活用する等の評価者の養成手法の検討

<スケジュール（案）>

令和3年通常国会
歯科医師法等改正

令和3年度：OSCEの試験内容、評価方法等の検討

令和4年度：OSCEの試行的な実施（数箇所の歯科大学・歯学部） → 試験内容等の再検討

令和5年度：OSCEの試行的な実施（全ての歯科大学・歯学部） → 試験内容等の再検討

令和6年、8年
改正法施行

① OSCEの試行的な実施（全ての歯科大学・歯学部）

外部評価者等による評価



医療面接・基本的診察
および検査能力



学生はステーションを順に回り、
態度と基本的診療能力の評価を受ける。

共用試験 歯学系OSCE課題

1. 初診時医療面接
2. 基本的診察および検査能力
3. 基本的技能

等

② ①の結果を参考に、OSCEの試験内容、実施方法、効果的な認定評価者養成手法等の再検討



【実施主体】

公益社団法人 医療系大学間
共用試験実施評価機構（名宛て）

共用試験の公的化に係る論点の概要

① 合格基準の設定について

診療参加型臨床実習に必要な知識・技能の水準を担保するとともに、受験者間の公平性を確保するため、全大学に共通して適用される統一合格基準を設定することについてどう考えるか

② OSCE の課題数及び種類について

OSCEの課題数及び種類を全大学で統一することについてどう考えるか。その場合の課題数及び種類をどうするか

③ OSCE の評価体制について

OSCEの評価者の質を均てん化するため、評価者は、一定の能力を有する者として認定を受けた者（認定評価者）に限定することについてどう考えるか

④ OSCE の模擬患者について

医療面接の模擬患者の対応を均てん化するため、医療面接の模擬患者は、一定の能力を有する者として認定を受けた者（認定模擬患者）に限定することについてどう考えるか

⑤ 受験機会の確保について

受験機会を確保するため、本試験のほかに、1回の受験機会を用意することについてどう考えるか

⑥ 不正行為への対応について

受験者が不正行為を行った場合において、どのような対応が考えられるか

- ① 実施時期について
各大学によって実施時期が異なることについてどう考えるか

論点① 合格基準の設定について

現状

- CBTは、各大学は独自の合格基準を設定。
- OSCEは、各大学は独自の合格基準を設定。

検討の方向性

- ・ 診療参加型臨床実習に必要な知識や技能・態度の水準を担保すること
・ 共用試験の合格が歯科医師国家試験の受験要件となること
から公平性を確保するため、全大学に共通した統一合格基準を設定することとしてはどうか。
- 統一合格基準は、共用試験の試験実施主体が、大学の意見を聴いて検討し決定することとしてはどうか。
- また、合否判定に対して、受験者が異議を申し立てることができる仕組みを検討してはどうか。

論点② OSCE の課題数及び種類について

現状

- OSCEについて、各大学は、6 課題の実施が必要とされている。
- 具体的には「初診時医療面接」、「基本的診察および検査能力」、「基本的技能」及び「説明・指導」からそれぞれ1 課題、「基本的臨床技能」から2 課題、計6 課題が実施されている。

検討の方向性

- 患者及び国民一般の理解を得て、診療参加型臨床実習を充実したものとするためには、OSCEは、歯学生が、医療面接のほか、各診療科での実習に対応できる診察能力、基本的臨床手技などの技能を幅広く修得していることを担保するものであることが必要。
- 歯科医師の倫理観や医療の安全性について、社会からより高い水準を求められることに鑑みても、臨床実習前に一定水準の技能や態度のレベルに達していることを評価することは、極めて重要であると考えられる。
- 上記の観点に加え、大学における実施体制の現状も考慮し、公的化後のOSCEは、全大学一律に6 課題を実施することとしてはどうか。

参考 現在のOSCEの課題

それぞれ1課題を選択

1. 初診時医療面接

- 1-1 初診患者の医療面接（急性症状）
- 1-2 初診患者の医療面接（慢性症状）

2. 基本的診察及び検査能力

- 2-1 口腔内状態の記録
- 2-2 バイタルサイン
- 2-3 頭頸部（顎・顔面・頸部）の診察

3. 基本的技能

- 3-1 浸潤麻酔
- 3-2 手洗いと滅菌グローブ装着
- 3-3 ラバーダム防湿
- 3-4 概形印象採得
- 3-5 心肺蘇生

4. 説明・指導

- 4-1 歯周病の病状の説明
- 4-2 ブラッシング指導
- 4-3 欠損補綴の治療方針の説明
- 4-4 保護者へのブラッシング指導
- 4-5 保隙装置の説明
- 4-6 矯正装置の説明
- 4-7 エックス線撮影の説明

2課題を選択

5. 基本的臨床技能

- 5-1 コンポジットレジン修復
- 5-2 根管治療
- 5-3 支台歯形成
- 5-4 プロビジョナルレストレーション
- 5-5 普通抜歯
- 5-6 フッ化物塗布
- 5-7 予防填塞
- 5-8 縫合
- 5-9 スケーリング・ルートプレーニング
- 5-10 修復用隔壁の装着
- 5-11 う蝕象牙質の除去
- 5-12 レストシートの形成

出典：2023共用試験「歯学系OSCE学生配布資料」より

論点③ OSCE の評価体制について

現状

- OSCEの評価者は、内部評価者（実施大学の教員等）と外部評価者（実施大学に所属せず、利益相反がない評価者）から構成される。CATOから各大学に派遣される外部評価者は原則6名（各課題ごとに1名）であり、各課題の評価者は原則、内部評価者2名以上とされている。
内部評価者は実施大学が行う評価者講習等、外部評価者はCATOが行う外部評価者養成WSを受講しており、内部評価者には、評価者養成WS修了者と非修了者の双方が含まれる。
- 歯科医師分科会報告書（令和2年5月）は、「共用試験臨床実習前 OSCEの公的化にあたっては、客観的な評価の信頼性の更なる向上のために評価者（内部・外部）の養成及び評価基準の確立や模擬患者の均てん化を図るための取組が必要である。」としている。

検討の方向性

- ・診療参加型臨床実習に必要な知識・技能の水準を担保する必要があること
・共用試験の合格が歯科医師国家試験の受験資格となるため、公平性を確保する必要があること
を踏まえ、評価者の質の均てん化が必要。
- このため、OSCEの評価者は、現在の認定状況を踏まえ一定の能力を有する者として認定を受けた者に限定することを検討してはどうか。
- また、評価の信頼性の向上の観点から、公的化後の実施状況等を勘案しつつ、令和8年度までに全試験室に外部評価者1名を導入することについて検討してはどうか。

参考 現在の外部評価者

受験者の数に応じて、各大学では受験列を1～3列に分けて実施

外部評価者の現状

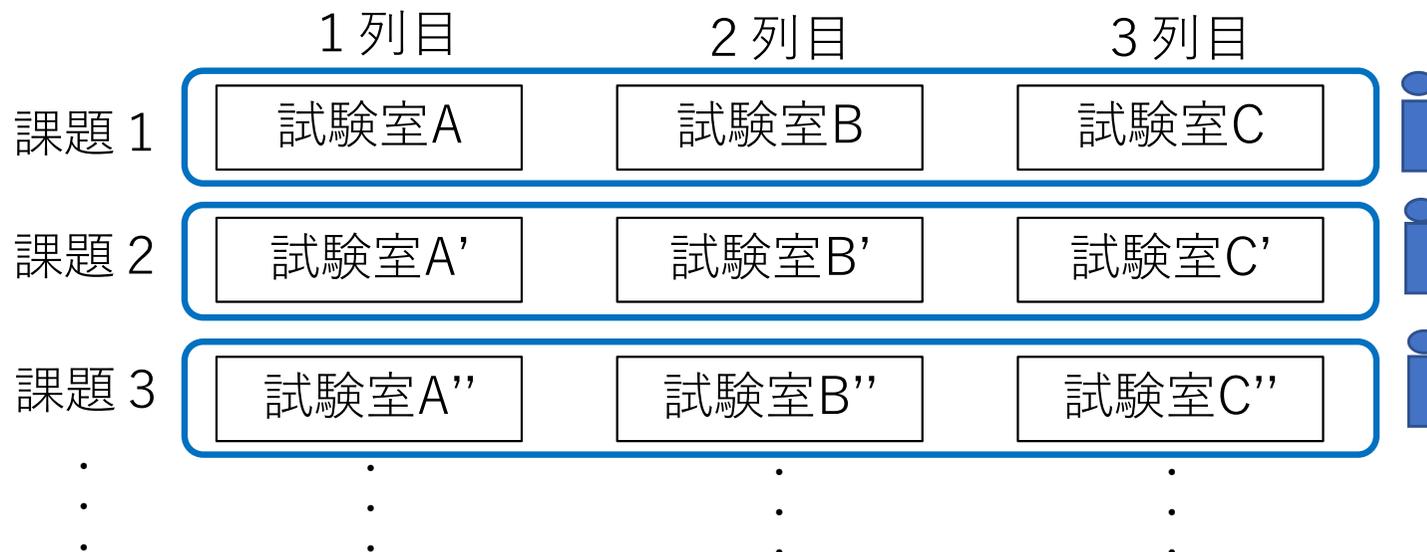
課題毎に

- ・外部評価者1名

6課題実施の場合、試験室の数にかかわらず外部評価者は6名必要



外部評価者



外部評価者の検討案

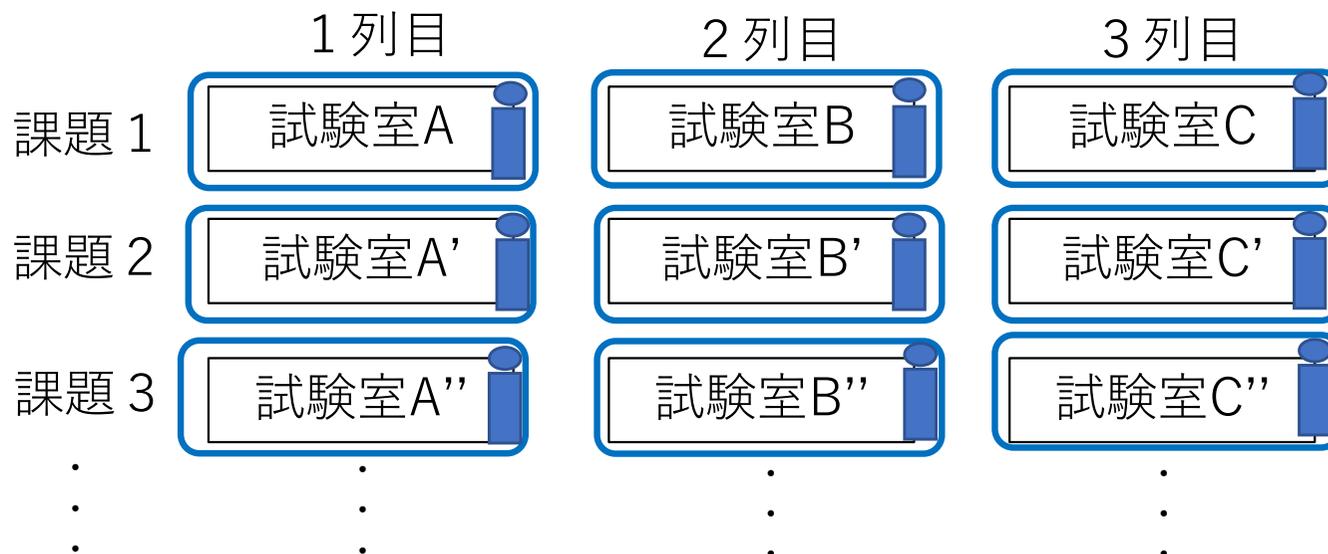
試験室毎に

- ・外部評価者1名

6課題、3列で実施の場合
外部評価者は18名必要



外部評価者



論点④ OSCE の模擬患者について

現状

- OSCEの医療面接を担当する模擬患者の多くは自大学の職員等を活用している。各大学は、シナリオの読み合わせ、すり合わせ、練習などの取組を行っているが、共通テキストやガイドラインなどはなく、大学ごとに養成方法が異なっている。医道審議会歯科医師分科会報告書（令和2年5月）は、模擬患者について「共用試験臨床実習前OSCEの公的化にあたっては、客観的な評価の信頼性の更なる向上のために評価者の養成及び評価基準の確立や模擬患者の均てん化を図るための取組が必要である。」としている。

検討の方向性

- ・ 診療参加型臨床実習に必要な知識・技能の水準を担保する必要があること
 - ・ 共用試験の合格が歯科医師国家試験の受験資格となるため、公平性を確保する必要があること
- を踏まえ、医療面接を担当する模擬患者の対応の均てん化が必要。
このため、一定の能力を有する模擬患者を認定する制度を設け、医療面接の模擬患者は、認定を受けた者に限定してはどうか。

論点⑤ 受験機会の確保について

現状

- 追試験（正当な事由により本試験を受験できなかった者を対象とした試験）及び再試験（本試験で不合格となった者を対象とした試験）を実施するか否かは、各大学に委ねられている。
- 追試験及び再試験の実施方法は各大学に委ねられている。
- 追試験及び再試験で実施されるOSCEでは、
 - ・ CATO から監督者が派遣されないため、CATOの課題が使用できない
 - ・ CATO による評点データの集計・解析が行われない
 - ・ 各大学によって追試験・再試験の実施方法が異なるなど、本試験とは異なる取扱いがなされている。

検討の方向性

- 歯学生の受験機会を確保するため、大学ごとに、本試験のほかに、本試験を受験しなかった者及び本試験で不合格となった者を対象として、本試験と同様の方式による1回の受験機会を用意するものとしてはどうか。その際、大学の負担を軽減するため、OSCEについては、本試験において不合格となった課題のみとすることや、複数大学の対象者を取りまとめて実施することも検討してはどうか。
- また、様々な事由により、受験に際して配慮を希望する受験生に対して、当該事由に応じた配慮を行うことを検討してはどうか。

論点⑥ 不正行為への対応について

現状

- 受験者は、試験問題の漏えい、営利目的利用への負担等、試験の公平性が損なわれるような行為を行った場合は、同意書に基づき、共用試験の結果及び当該年度の受験資格が取り消される。

検討の方向性

- 改正後の歯科医師法においては、公的化後の共用試験に合格した者は、臨床実習において歯科医業をすることができるとされるとともに、共用試験の合格が歯科医師国家試験の受験資格の要件とされる。
- このため、受験者本人への聞き取りなどによる事実確認を含め、厳格な手続に基づく調査を行った上で、不正行為の内容が特に悪質と判断される場合は、翌年度まで受験を許可しないことも含め、適切に対応することが必要ではないか。

【参考】 歯科医師法（昭和23年法律第202号）

第十五条 歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験に関して不正の行為があつた場合には、当該不正行為に関係のある者について、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。この場合においては、なお、その者について、期間を定めて試験を受けることを許さないことができる。

参考① 実施時期について

現状

- 私立、公立歯科大学は第4学年の12～3月に、国立大学は第5学年の6～9月に共用試験を実施している大学が多く、各大学によって共用試験の実施時期が異なる。

